

平成29年第一回定例会

八丈町議会会議録

平成29年 3月1日 開会

平成29年 3月30日 閉会

八丈町議会

平成29年第一回八丈町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月1日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
散会時刻の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
施政方針	8
総務文教委員会委員の選任について	14
議会運営委員会委員の選任について	15
発議第3号の上程、採決	16
承認第8号の上程、承認	16
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
報告第1号の上程、説明、質疑	21
報告第2号の上程、説明、質疑	22
報告第3号の上程、説明、質疑	23
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	25

議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 4
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 0
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 2
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
発議第 1 号の上程、説明、採決	6 2
散会の宣告	6 4
署名議員	6 5

第 2 号 (3月22日)

議事日程	6 7
出席議員	6 7
欠席議員	6 7
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 7
事務局職員出席者	6 8
開議の宣告	6 9
会議録署名議員の指名	6 9
散会時刻の決定	6 9
諸般の報告	6 9
一般質問	6 9
山本忠志君	7 0
浅沼憲春君	7 6
山下巧君	7 9
水野佳子君	8 4
沖山恵子君	8 7
奥山幸子君	9 3

岩崎由美君	103
菊池睦男君	114
議案第10号の上程、説明	126
延会の宣告	134
署名議員	137

第 3 号 (3月27日)

議事日程	139
出席議員	140
欠席議員	140
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	140
事務局職員出席者	141
開議の宣告	142
会議録署名議員の指名	142
散会時刻の決定	142
議案第10号の質疑、討論、採決	142
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	188
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	193
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	196
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	201
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	204
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	208
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	210
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	213
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	215
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	217
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	218
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	220
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	221
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	222

議案第 25 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 3
議案第 26 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 4
延会の宣告	2 2 8
署名議員	2 2 9

第 4 号 (3月30日)

議事日程	2 3 1
出席議員	2 3 2
欠席議員	2 3 2
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 3 2
事務局職員出席者	2 3 3
開議の宣告	2 3 4
会議録署名議員の指名	2 3 4
閉会時刻の決定	2 3 4
報告第 4 号の上程、説明、質疑	2 3 4
発議第 2 号の上程、説明、採決	2 4 1
承認第 4 号の上程、承認	2 4 2
承認第 5 号の上程、承認	2 4 2
承認第 6 号の上程、承認	2 4 2
承認第 7 号の上程、承認	2 4 2
議案第 27 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 3
議案第 28 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 0
議案第 29 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 3
議案第 30 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 5
議案第 31 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 0
議案第 32 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 2
議案第 33 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 4
議案第 34 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 6
議案第 35 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 8
議案第 36 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 9

議案第 37 号の上程、説明、質疑、討論、採決	280
発議第 4 号の上程、説明、採決	282
議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	283
閉議及び閉会の宣告	284
署名議員	285

八丈町告示第93号

平成29年第一回八丈町議会定例会を下記のとおり招集する。

平成29年2月22日

八丈町長 山下 奉也

1 期 日 平成29年3月1日（水） 午前9時

2 場 所 八丈町役場大会議室

応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	沖山恵子君	2番	浅沼憲春君
3番	小川一君	4番	山下巧君
5番	山本忠志君	7番	菊池睦男君
8番	岩崎由美君	9番	奥山幸子君
10番	奥山博文君	12番	小澤一美君
13番	水野佳子君	14番	土屋博君

不応招議員（なし）

平成 2 9 年 第 一 回 八 丈 町 議 会 定 例 会 議 録

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 9 年 3 月 1 日 (水曜日) 午前 9 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 散会時刻の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 施政方針
- 第 7 総務文教委員会委員の選任について
- 第 8 議会運営委員会委員の選任について
- 第 9 発議第 3 号 八丈町消防委員会委員の選任について
- 第 1 0 承認第 8 号 議員の派遣承認について (フリージアまつり表敬訪問)
- 第 1 1 承認第 1 号 専決処分事項の報告及び承認について (平成 2 8 年度八丈町一般会計補正予算)
- 第 1 2 承認第 2 号 専決処分事項の報告及び承認について (平成 2 8 年度八丈町一般会計補正予算)
- 第 1 3 承認第 3 号 専決処分事項の報告及び承認について (損害賠償の額の決定について)
- 第 1 4 報告第 1 号 専決処分事項の報告について (未納の給食納付金の支払督促による訴訟及び和解について)
- 第 1 5 報告第 2 号 専決処分事項の報告について (未納の町営住宅使用料の支払督促による訴訟及び和解について)
- 第 1 6 報告第 3 号 専決処分事項の報告について (債務名義取得による債権差押命令について)
- 第 1 7 同意第 1 号 八丈町監査委員の選任の同意について
- 第 1 8 同意第 2 号 八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員の任命の同意について
- 第 1 9 議案第 1 号 平成 2 8 年度八丈町一般会計補正予算

- 第20 議案第2号 平成28年度八丈町介護保険特別会計補正予算
 第21 議案第3号 平成28年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算
 第22 議案第4号 平成28年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算
 第23 議案第5号 平成28年度八丈町水道事業会計補正予算
 第24 議案第6号 平成28年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算
 第25 議案第7号 平成28年度八丈町病院事業会計補正予算
 第26 議案第8号 土地の買入れについて
 第27 議案第9号 土地の買入れについて
 第28 発議第1号 歴史民俗資料館移転に関する意見書

出席議員（12名）

1番	沖山恵子君	2番	浅沼憲春君
3番	小川一君	4番	山下巧君
5番	山本忠志君	7番	菊池睦男君
8番	岩崎由美君	9番	奥山幸子君
10番	奥山博文君	12番	小澤一美君
13番	水野佳子君	14番	土屋博君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	持丸孝松君
公営企業 管理者	關村三男君	教育長	佐藤誠君
消防長	瀬筒穰君	総務課長	山越整君
企画財政 課長	佐々木眞理君	主幹 (企画 財政課)	佐藤真一君
税務課長	川上明和君	主幹 (税務課)	福田高峰君
住民課長	奥山拓君	福祉健康 課長	高野秀男君
課長補佐 (福祉 健康課)	田村久美君	建設課長	菊池良君
主幹 (建設課)	瀬筒国治君	課長補佐 (建設課)	八洲進君

産業観光課長	沖山昇君	主幹(産業観光教育課兼)	笹本博仁君
企業課長	菊池正勝君	病務院長	奥山勉君
教育課長	高橋太志君	會計課長	和田一宏君
代表監査委員	浅沼孝彦君	企財政主	沖山晃君
住民課長	大澤恒仁君	福祉課長	浅沼晃子君
福祉課長	柳田拓也君	住民課長	土方七重君
福祉課長	浅沼洋介君	企管主	岡野豊広君
病務管理係	菊池裕介君	病務係	菊池直貴君

事務局職員出席者

事務局長	浅沼房徳君	書記	菊池拓君
書記	佐藤章敬君	書記(録音)	高橋美由紀君

○議長（土屋 博君） おはようございます。

初めに、閉会中に辞職を許可しました議員の報告を行います。

閉会中、6番、山下 崇議員から平成29年2月28日付で議員の辞職願が提出され、平成29年2月28日に許可をいたしましたので、ご報告いたします。

したがって、現在の議員数は12名です。

◎開会及び開議の宣告

○議長（土屋 博君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、平成29年第一回八丈町議会定例会1日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時01分）

○議長（土屋 博君） これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 博君） 日程第1、会議録署名議員に、7番、8番議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第2、会期の決定でございますが、本日より3月30日までの30日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎散会時刻の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第3、散会時刻の決定についてでございますが、会議終了次第散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第4、諸般の報告を行います。

例月出納検査結果報告、平成28年度定期監査報告、議長報告及び議員の派遣結果報告についてでございますが、お手元に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上で諸般の報告を終了いたしました。

◎行政報告

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第5、町長行政報告を行います。

町長。

○町長(山下奉也君) 皆さん、おはようございます。

それでは、行政報告書のほうをごらんいただきたいと思います。

11月からの報告を行います。

11月26日、アイランダー2016の開会式に出席してございます。国土政策局長が出席してございます。

11月28日ですが、島しょ振興公社、また一部事務組合島嶼町村長会議等に出席してございます。

11月29日、これは東京都の町村会で、屋久島の表敬訪問ということで視察を行ってございます。その帰りといいますか、災害の関係で鹿児島県、本当は熊本のほうへ視察に行きたかったんですけども、熊本のほうで受け入れの態勢がないということで、鹿児島の桜島のほうの災害の視察をして帰ってまいりました。

12月2日は、海区調整委員会に出席してございます。

12月22日、これは国家予算の関係で、全国離島振興協議会の正副会長会議、また理事会に出席してございます。その後、予算のほうは大体決まっておったんですけども、そういう関係で、国会議員のほうの予算対策運動に参加してございます。

1月19日ですが、先日、知事との意見交換会があったわけですけども、それに伴う説明会ということで、東京都の野田特別秘書との懇談に参加してございます。その後は、港湾関係の賀詞交歓会。

また1月20日、東京都の土地改良連合会の打ち合わせをしてございます。

1月21日、神田の小川町雪だるまフェアに出席してございます。

1月22日ですが、八丈島の郷友会の総会、また新年会に出席してまいりました。

23日ですが、これは地熱の関係の売電のフィットの関係の価格に関する要望ということで、国の地熱議連のほうの事務局長ということで、吉川衆議院議員に面会してございます。

1月25日、国保が都道府県化になるということで、その島嶼全体でのシステムの改修ということで、意見交換会に参加してございます。その後、東京都の町村長会議。

1月26日には、地熱の関係で、また衆議院議員等に面会してございます。

1月27日、東京都予算要望に対するお礼ということで、東京都議会にお礼に行ってまいりました。これは、公明党と自民党です。

2月13日、都知事との意見交換会に出席してございます。これも大体20分間でしたので、余り思ったこととといいますか、時間が限られていたということで、言うことは言ってきたなとは思っております。その後、東電のほうと、副社長との面会をしております。今後の地熱発電の経過等について、お話し合いをしてございます。

2月14日、土地改良連合会の理事会と通常総会。その後、東京都の町村会の役員会、また町村長会議、研修会等に出席してございます。

2月15日、自民党本部。これは二階幹事長と面会できるということで、今度の有人国境離島の関係で、航空運賃の関係でいろいろとお願いした経過がございます。

平成28年度の、これは全国離島振興協議会の正副会長会議、また理事会等に出席してございます。

2月17日ですが、また振興公社の関係、また島じまんの実行委員会、東京都の町村会、また議長会との合同会議等に出席してございます。

以上です。

◎施政方針

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第6、施政方針を山下奉也町長より述べていただきます。
山下町長。

（町長 山下奉也君 登壇）

○町長（山下奉也君） 改めまして、おはようございます。

平成29年第一回八丈町議会定例会の開催に当たりまして、私の町政に関する所信の一端と

施策の概要を申し上げ、議員各位並びに住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じております。

初めに、平成23年9月の八丈町長就任から6年が経過しようとしています。本年も、大きな決意と情熱を持ち、未来へ躍進する町づくりのため、全力を注いでまいりたいと思っております。

まち・ひと・しごと創生法の制定を受け、昨年、八丈町人口ビジョン、八丈町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。未来への投資とも言える重要な指針が示されたものと考えています。結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や、都市部から地方へ移転しやすい環境づくりを掲げ、定住促進・雇用対策の強化と、将来を見据えた施策の実現に向けて取り組めます。

また、近年、ザトウクジラの回遊や有人国境離島法の施行など、地域振興に大きな可能性を感じさせる事象もあり、今後の取り組み体制の強化や、多彩な情報発信を促進していきます。

28年から、東京海洋大学と協働で行っているザトウクジラの調査では、多くの個体の来遊が確認されており、今後の調査の進展を期待しています。

さて、現在、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、さまざまな調整が進められています。このスポーツに対する機運の高まりを的確に捉え、地域振興につなげていきます。

また、次期開催地として世界の人々をお迎えすることになり、来日する外国人観光客への対応も重要になってきています。「おじゃれ」の心で八丈島の持つ魅力をアピールし、この島の持つ潜在的な可能性を引き出していきます。

一方、昨年の熊本地震を初め、この数年は各地で毎年のように大規模災害が発生しています。災害の報に触れるたびに、自然災害の恐ろしさを深く感じます。町民の生命、身体を守ることが行政運営の基本であり、今後も実効性ある災害対策に取り組めます。また、ことしは東京都との合同総合防災訓練が行われます。多くの防災機関と協働することにより、防災連携を強化します。

八丈町の財政事情は厳しい状況のままですが、行財政改革を引き続き推進する一方、島の未来に必要な施策は、積極的に事業展開を図ることも必要であります。

初めに、特定有人国境離島事業についてですが、29年4月に施行される有人国境離島特措法の中で、八丈島は地域社会維持の上で、居住環境整備が特に必要と認められる特定有人国

境離島地域と定められています。本町では29年度より、東京都、航空会社とともに航空運賃低廉化の実現を目指してまいります。

移住定住促進についてですが、移住定住のガイドブックやPR動画、求人情報サイトの充実などに取り組み、情報発信に努め、移住定住を促進します。

次に、地域おこし協力隊を観光業、商工業、地方創生事業分野において採用し、地域協力活動などで活躍することで、地域力の維持・強化を図ります。

旧末吉小学校活用事業についてですが、町民、島外者の交流や健康増進を促進し、地域の活性化を図るため、旧末吉小学校を交流・研修施設、簡易宿泊施設、プール施設として利用できる多目的交流施設として活用していきます。

利活用策の一つである熱中小学校事業では、島内外の方に参加いただき、企業経営者や大学研究者による多彩な分野の授業を通じ、人材育成や島内外交流の活発化に取り組みます。

地熱発電利用事業について、24年度から検討を行ってまいりましたが、新たな地熱発電事業者の選定に至りました。今後は、町地域再生可能エネルギー基本条例に掲げる理念のもとに、持続的に発展していく地域社会の実現に向け、地域に根差した事業となるよう事業者との連携を深め、事業実現に取り組みます。

防災対策について、災害の発生をとめることはできませんが、事前の対策で被害を軽減させることはできます。合同総合防災訓練を活用し、災害発生時に迅速な対応がとれるよう、関係機関との連携強化を図ります。

次に、町税は、地域社会に密着した視点から提供する行政サービスの重要な財源です。引き続き、住民の皆様にご理解いただきながら、税収の確保と納税秩序の維持に努めます。

個人番号制度について、個人番号カードの交付受け付けを引き続き実施するとともに、個人情報保護の観点より、本人確認の厳格化を推進することで適切な制度運用を図ります。

国民健康保険、また国年年金について、八丈町国保は、構造的に極めて厳しい状況の中、負担軽減や減免制度を実施するとともに、30年度からの都道府県化に向けてのシステム改修に着手することにより、円滑な制度移行が図れるよう取り組みます。

国民年金については、制度の周知を図ってまいります。

環境衛生についてですが、36年度の供用開始に向けて、新クリーンセンター建設事業が本格的にスタートします。八丈町に合致した廃棄物の適正な処理を図るとともに、廃棄物の発生抑制への啓発活動を引き続き実施します。

次に、生活排水処理について、八丈町の自然環境の保全と生活環境の向上のために、汚泥再生処理センターにおいて、汚泥や給食センター等から排出される生ごみを堆肥化し、資源のリサイクルを引き続き実施します。また、合併処理浄化槽の適正管理や普及率向上の啓発活動を図ってまいります。

児童福祉について、保育ニーズに対応するため、2歳児の定員を拡大いたします。また、保育園に勤務する保育補助員を対象に、保育士資格の取得に対する補助制度を設け、さらなる児童福祉の充実に努めます。

子ども家庭支援センターについては、子育て応援の拠点として、さらなる充実に努めます。

また、これまで学童クラブでは、子育て支援員を養成・配置してきましたが、今後も、専門的な知識を習得した支援員を配置できるよう努め、学童クラブの質の向上を目指してまいります。

生活支援について、軽減税率の導入を行うまでの間、所得の低い世帯へ、暫定的・臨時的な措置として行う臨時福祉給付金支給事務を円滑に執行いたします。

次に、高齢福祉について、高齢者が地域の中でいつまでも元気で活動できるように、シルバー人材センターの運営や老人クラブの活動を支援します。また、介護職員初任者研修養成講座を実施し、介護職員の確保に努めます。

介護保険について、4月より予防給付の一部が地域支援事業に移行し、継続的に島内の資源を活用した新しい介護予防づくりに取り組みます。また、介護サービス利用者や家族が在宅で安心した生活を送れるよう、関係機関と連携し適切に対応します。

障害福祉について、利用者によりよいサービス提供を行うため、八丈島ロベの会で障害者サービス支援等利用計画の作成を実施します。今後も、障害者の方の意向等を勘案したサービス内容を把握し、適切な対応に努めます。

保健・健康増進事業について、島外の医療機関にかかる際の交通費の一部補助を継続することで、島外受診者の負担軽減を図ります。また、積極的ながん検診の受診アプローチと新たな健康管理に関する事業を検討し、町民の健康増進意識の高揚に努めます。

妊娠中の方や、子供たちの健康と発育を守るため、健診や面談、予防接種等の相談を引き続き実施します。

次に、温泉事業について、町民の方の健康増進や観光資源に資する施設として、快適に利用できるよう施設運営に努めます。また、利便性を高めるため、洞輪沢温泉浴室の改修工事を実施します。

土木・町営住宅事業関係についてです。国からの社会資本整備総合交付金事業においては、災害時に坂下と坂上を結ぶ避難用道路として、中道伊郷名線を道路改良事業で継続して施行してまいります。

市町村土木補助事業においては、檜立中之郷線ほか6路線を道路改良事業で継続して施行します。

そのほか、町道各路線の適切な維持補修に努め、地域住民の利便性、安全性、観光振興、産業振興に考慮しながら、道路整備事業に取り組みます。

町営住宅については、引き続き老朽化した中道団地の建て替えを30年度までの継続事業として行います。また、既存住宅については、計画的な改修と維持管理に努めます。

次に、農業関連事業について、新たな農業従事者の確保と育成を目的とした八丈町農業担い手育成研修センターのさらなる拡充を行い、第3期研修生の受け入れを初めとした新規就農者への支援強化を図ります。

また、生産施設等の整備充実のための新たな事業計画を策定し、共選共販体制の強化と、アシタバ・八丈フルーツレモンなどの産地化の促進、遊休農地対策に引き続き取り組みます。

観光振興については、八丈島の魅力を国内外に広くPRするために観光PR動画を作成し、国内・海外からの観光誘致推進に取り組みます。また、スポーツ交流による取り組みを継続し、効果的な集客を図ります。

商工振興については、商工会が行う事業や伝統工芸品である黄八丈の事業についても、引き続き支援を行います。

水産業振興については、老朽化に伴う製氷貯氷施設の整備を実施し、漁業者の利便性の向上と活性化を図ります。

後継者対策として、漁業担い手協議会を中心に新規就業者の育成・確保に努めます。

水産加工団体の安定的な組織運営を確保するため、専門家による経営指導や島外出前授業による魚食普及活動を進めるとともに、水産加工品の販路拡大と競争力のある新商品開発にも取り組みます。

次に、消防について、火災対策として、引き続き耐震性貯水槽の増設整備を図り、市街地域の水利確保に努めます。また、各種災害に対応するため、消防職員、消防団員の教育訓練を進め、各関係機関との協力体制強化を図ります。町民の意識向上を図るため、講習会や広報活動を行うとともに、宿泊施設等における消防用施設の設置を推進します。

次に、給付型奨学金、また高校生ホームステイ事業についてですが、28年度に創設した給

付型と貸付型の選択をできる奨学金制度を推進し、学校卒業後、島内での就労を条件とした給付型奨学金においては、島の未来を支える若い世代の定着化と経済面からの支援を実施します。

また、島内での活躍を期待し、東京都内の中学生に八丈高等学校の受験資格を与え、ホームステイ先の確保と経済面の支援をすることで、将来の人材育成と定住促進に取り組みます。

学校教育の充実・学校給食について、従前より目標としてきた児童・生徒に生きる力を身につけさせるために、小・中学校で行ってきた小中連携教育を、30年度を目途に小中一貫型教育に深化させていきます。

学校給食は、衛生管理を万全に行い、安全・安心かつ栄養バランスのとれた給食の提供と食育推進の観点から地場産物を活用し、食に関する知識の向上を図ります。

生涯学習と文化・スポーツ振興について、町民の学習活動やコミュニティ活動を支援するため、八丈町コミュニティセンター、公民館など社会教育施設の管理・整備に努めます。また、三根公民館の建て替えは30年4月の供用開始を目指します。

八丈島文化協会を初めとする諸団体の芸術・文化活動の支援を実施し、町民が芸術・文化に親しみ、参加できる機会の充実を図ります。

島の歴史や文化の発信拠点である歴史民俗資料館の今後のあり方について検討を重ね、課題解決に努めます。

南原スポーツ公園施設、コミュニティセンター、体育施設の管理・整備に努め、利用者の利便性を図ります。

次に、公営企業の水道事業について、坂上地区簡易水道と坂下地区上水道を事業統合し、八丈町上水道事業としてスタートします。効率的・効果的に水道施設を管理運営するために、資産管理の導入を進め、今後の健全な水道事業を運営するための水道料金の改定を含めた資金調達の方法を検討します。

一般旅客自動車運送事業について、安心して利用できる交通機関として、老朽化した路線バスの代替購入を行い、地域住民の足としての役目を果たしてまいります。

観光誘致活動を継続的に行い、観光客による貸し切りバスの利益増を目指します。

病院事業について、島嶼地域という限られた医療資源の中で、医療従事者の確保、機器の計画的な更新、診療や感染症対策等、医療環境の充実を図りながら、引き続き「町民から信頼、満足、地域に必要とされる病院」を目指します。

以上、29年度の主な施策の概要について申し上げます。

29年度の各会計の予算額は、一般会計が77億5,000万円、特別会計28億6,000万円、企業会計25億8,000万円、合計で約132億円であり、前年度と比較しますと、予算総額で2%の増となりました。

これらの施策を着実に遂行することで、住民が主役の町づくりを目指し、住民の皆様のご理解のもと全力で取り組みます。

ここに重ねて、議員各位並びに住民の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の施政方針といたします。

○議長（土屋 博君） ただいまより暫時休憩いたします。

（午前 9時34分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前 9時40分）

◎総務文教委員会委員の選任について

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第7、総務文教委員会委員の選任についてを行います。

総務文教委員会の委員に、8番、岩崎由美君を選任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、8番、岩崎由美君を選任することと決定いたしました。

暫時休憩をとります。

（午前 9時41分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時12分）

○議長（土屋 博君） 総務文教委員長が決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

総務文教委員長、菊池睦男君。委員長は、自席にて挨拶をお願いいたします。

総務文教委員長、菊池睦男君。

○総務文教委員長（菊池睦男君） このたび、凶razも総務文教委員長に決定いたしました。非常に厳しい激戦をかいくぐって、ならさせていただきました。

私、3点お伝えしたいと思うんですが、1つは、私、過去22年議員を務めてまいりました。そして、この前審議にもありましたように、今、町の職員も10名前後の欠員があるということです。私、実際に職員の人から聞いたんですが、職場は非常に大変で、もう八丈町は崩壊するんじゃないかというふうに話し合っているということ、実際に聞いたんですね。

それから、議会も今2名欠員になりまして、将来を非常に囑望していた議員が今回こういうふうになったということで、本当に私も大きなショックなんです。議会も新しい方が大勢増えて、そういう部分での入れ替わりはあるんだけど、議会も、私に言わせればなかなか困難な状況があって、執行部も議会も、本当に将来の町づくりを考えたときにどうなるんだというような危惧心を一つ持っています。そういう中で、私みずから手を挙げさせてもらいました。

話の中で、共産党の壁があるんじゃないかというようなお話がありました。例えば、東京の島嶼の中でも、常任委員会の委員長をやっている島は多くあります。全国で見ると、そういうのは多くあるのであって、八丈島だけが共産党が総務文教委員長になったからどうなのかということは、私の力量も問われるわけですが、そういうご心配はないだろうというふうに思っています。

それからあと1点、例えば東京に要望に行ったときに、共産党の冠をかぶった人が要望に来ても、それでスムーズに通るのかというような、そういうようなお話もありましたが、それも先ほど言ったような理由で、そういうご心配もないだろうというふうに思っております。むしろ私の持つ破壊力といいますか、あるいは提案力といいますか、そういうものもあるだろうというふうに思っております、リリースとして委員長を受けたわけですが、皆さんの期待に応えるように砕骨粉身して職務に励みたいというふうに思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 博君） ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

（午前10時16分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時21分）

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを行います。
議会運営委員会委員に、2番、浅沼憲春君を選任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、2番、浅沼憲春君を選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

（午前10時22分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時23分）

◎発議第3号の上程、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第9、発議第3号 八丈町消防委員会委員の選任についてを行います。

八丈町消防委員会委員の選任については、八丈町消防委員会条例第6条の規定により、7番、菊池睦男君を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第9、発議第3号 八丈町消防委員会委員の選任については、以上のとおり決定いたしました。

◎承認第8号の上程、承認

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第10、承認第8号 フリージアまつり表敬訪問に係る議員の派遣承認についてを議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を求めます。

日程第10、承認第8号 フリージアまつり表敬訪問については、7番、菊池睦男君を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

40分まで休憩いたします。

(午前10時25分)

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

(午前10時40分)

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第11、承認第1号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） おはようございます。

書類番号2番をお願いいたします。

承認第1号 専決処分事項の報告及び承認について。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年1月16日、八丈町長、山下奉也。

2ページおめくりください。

横にさせていただいて、平成28年度八丈町一般会計補正予算。

平成28年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億5,117万7,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課主幹（佐藤真一君） 平成29年1月16日、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

本補正は、災害復旧に係るものでございます。歳入歳出とも項の補正額で説明いたします。

歳入ということで、17款1項基金繰入金90万円の増、財政調整基金繰入金でございます。
歳入合計、補正前74億5,027万7,000円、補正額90万円の増、計74億5,117万7,000円。

下のページをお願いいたします。

歳出ということで、11款1項公共土木施設災害復旧費68万6,000円の増、町道2路線の災害復旧にかかわるものでございます。

2項農林水産業施設災害復旧費25万5,000円の増、桶掛沢農道災害復旧修繕料でございます。

下、14款1項予備費4万1,000円の減。

歳出合計、補正前74億5,027万7,000円、補正額90万円の増、計74億5,117万7,000円。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第11、承認第1号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第12、承認第2号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） ただいまの次のページになります。

承認第2号 専決処分事項の報告及び承認について。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年2月10日、八丈町長、山下奉也。

2ページおめくりください。

また横にさせていただいて、平成28年度八丈町一般会計補正予算。

平成28年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億5,167万7,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課主幹(佐藤真一君) 平成29年2月10日、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

本補正も災害復旧に係るものでございます。歳入歳出とも項の補正額で説明申し上げます。

歳入ということで、17款1項基金繰入金50万円の増、財政調整基金繰入金でございます。

歳入合計、補正前74億5,117万7,000円、補正額50万円の増、計74億5,167万7,000円。

下のページをお願いいたします。

歳出ということで、11款1項公共土木施設災害復旧費55万6,000円の増、町道1路線の災害復旧費でございます。

その下、14款1項予備費5万6,000円の減。

歳出合計、補正前74億5,117万7,000円、補正額50万円の増、計74億5,167万7,000円。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(土屋 博君) 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第12、承認第2号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第13、承認第3号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（高橋太志君） それでは、書類番号3をお願いいたします。

承認第3号 専決処分事項の報告及び承認について。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、損害賠償の額について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次ページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年1月17日、八丈町長、山下奉也。

裏面をお願いいたします。

損害賠償の額の決定についてということになりますが、本件は平成28年2月24日、三根小学校体育館において、体育の跳び箱の授業中に左上腕部を負傷したもので、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金以外の損害が生じたため、この損害を賠償したものでございます。

損害賠償の額、16万5,310円。

損害賠償の相手方、保護者になりますが、三根在住の方でございます。本件は、和解の後、支払い済みとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第13、承認第3号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第14、報告第1号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

説明、税務課主幹。

○税務課主幹（福田高峰君） 書類番号の4をお願いいたします。

報告第1号 専決処分事項の報告について。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、支払督促による訴訟について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告いたします。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年12月20日、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

未納の給食納付金の支払督促による訴訟及び和解についてということで、本件につきましては、給食の納付未納の徴収のために、八丈島簡易裁判所に支払督促を申し立て、債務者からの異議申し立てにより通常訴訟に移行しまして、納付方法等につきまして和解したものでございます。

納付方法につきましては、訴訟費用と合わせまして17万924円を、平成28年12月から平成30年5月まで、分割にて支払うということで合意いたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

10番。

○10番（奥山博文君） 給食費の未払いなんだろうけれども、これ今給食費というのは、何カ月滞納したら督促していますか、請求していますか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 納期限が来ましたら、その月に毎回督促状を出しています。

（奥山（博）議員「毎回。わかりました」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

以上で、日程第14、報告第1号 専決処分事項の報告については終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第15、報告第2号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

説明、税務課主幹。

○税務課主幹（福田高峰君） 次のページをお願いいたします。

報告第2号 専決処分事項の報告について。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、支払督促による訴訟について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告いたします。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年1月19日、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

未納の町営住宅使用料の支払督促による訴訟及び和解についてということで、本件につきましては、未納の住宅使用料の徴収のため、八丈島簡易裁判所に支払いの督促を申し立て、異議申し立てにより通常訴訟に移行しまして、納付方法等につきまして和解をいたしました。

納付方法は、訴訟費用と合わせまして67万4,364円を、平成29年3月から平成32年11月まで分割で支払うということで合意いたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

以上で、日程第15、報告第2号 専決処分事項の報告については終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第16、報告第3号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

説明、税務課主幹。

○税務課主幹（福田高峰君） 次のページをお願いいたします。

報告第3号 専決処分事項の報告について。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、債権差押命令の申し立てについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告いたします。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年12月12日、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

債務名義取得による債権差押命令について、本件につきましては、未納の町営住宅使用料を徴収するため、八丈島簡易裁判所に支払いの督促の申し立てを行いました。法定期間内に異議の申し立てがなかったため、東京地方裁判所に債権の差押命令の申し立てを行いました。差し押さえを行いました。

金額につきましては3の9万2,794円ということで、よろしく申し上げます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

以上で、日程第16、報告第3号 専決処分事項の報告については終わります。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第17、同意第1号 八丈町監査委員の選任の同意についてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（山越 整君） 書類番号5番をお願いします、5番です。

同意第1号 八丈町監査委員の選任の同意について。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

1枚おめくりをいただきたいと思えます。

八丈町監査委員の選任の同意について。

下記の者を八丈町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

住所、東京都八丈島八丈町三根871番地、氏名、浅沼拓仁、昭和44年10月9日生まれ、47歳。

説明。

八丈町監査委員浅沼孝彦氏が、平成29年5月29日をもって任期満了となるので、新たに選任するものである。

裏面の略歴をお願いいたします。

略歴のところでございます。平成2年8月に、東京IT会計専門学校税理士学科卒業されまして、そちらに書いてある経歴を経て、平成21年には八丈の水産加工業協同組合の代表理事組合長に就任されて、今現在もその職についていらっしゃるという、そういった経歴を持っていらっしゃいます。

ということで、今回新たな監査委員ということでの選任、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案同意にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第17、同意第1号 八丈町監査委員の選任の同意については、原案どおり同意いたしました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第18、同意第2号 八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員の任命の同意についてを上程いたします。

審議に入る前に、本件の当該者であります持丸孝松君、關村三男君の退席を求めます。

（持丸孝松君・關村三男君 退席）

○議長（土屋 博君） 説明、総務課長。

○総務課長（山越 整君） それでは、ただいまの次をお願いいたします。

同意第2号 八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員の任命の同意について。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

ページをおめくりください。

八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員の任命の同意について。

下記の者を八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員に任命したいので、地方自治法施行規程第17条第5項及び八丈町職員懲戒審査委員会規則第4条の規定により、議会の同意を求めます。

委員のほうでございます。持丸孝松ということで、副町長が委員のほうになります。補充員ということで、關村三男公営企業管理者ということになります。

説明。

職員の中より任命する八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員としての任期が平成29年3月31日をもって任期満了となるので、再び選任するものである。

ということで、この八丈町の職員懲戒審査委員会委員及び補充員というのは、任期が2年という形になっております。昨年の同時期に、民間の学識経験者の方お二人を承認していただきましたので、今回は職員の中からということで、よろしくお願いたしたいと思っております。

裏面の略歴は省略をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案同意にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第18、同意第2号 八丈町職員懲戒審査委員会委員及び補充員の任命の同意については、原案どおり同意いたしました。

持丸孝松君、關村三男君の復席を求めます。

（持丸孝松君・關村三男君 復席）

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第19、議案第1号 平成28年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

説明、企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） 書類番号6番をお願いします。

1ページをお願いします。

説明に入る前に、本補正予算書及び浄化槽特別会計の補正予算書の中で、お手元に配付させていただきました正誤表のとおり誤りがあったことをおわび申し上げます。申しわけありませんが、訂正をお願いいたします。

議案第1号 平成28年度八丈町一般会計補正予算。

平成28年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億6,441万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億8,725万9,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課主幹（佐藤真一君） 平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

5ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正。

1件目は、大賀郷小学校プール改修事業の総額及び年割額の変更でございます。総額1億5,351万円を1億4,780万2,000円に、28年度の年割額1億1,514万8,000円を7,440万円に、平成29年度の年割額も、3,836万2,000円を7,340万2,000円に変更いたします。

総額についての減額は、建設工事費等の契約差金により、平成28年度の年割額の減額及び29年度の年割額の増額は、年度ごとの支払い額による変更でございます。

2件目は、三根公民館建設事業の年割額の変更でございます。総額5億2,830万円は変更ありませんが、28年度の年割額2億8,422万6,000円を1億4,400万円、29年度の年割額2億4,407万4,000円を3億8,430万円に変更いたします。こちらも、年度ごとの支払い額による変更でございます。

次のページをお願いします。

続きまして、第3表、繰越明許費補正の追加でございます。

総務費、総務管理費の地域防災計画修正及び避難所運営マニュアル作成事業257万1,000円

は、より地域の現状に即した実効性のあるマニュアルの作成を求め、東京都との連絡調整が必要なため、全額を来年度まで繰り越します。

戸籍住民基本台帳費での個人番号カード交付事業60万7,000円、国の予算に関係し、翌年度へ繰り越します。

民生費、児童福祉費のむつみ第二保育園エアコン交換事業165万5,000円、これは後ほど本補正予算書で計上しておりますが、エアコン交換の完了が来年度にまたがることを見込まれるため、繰り越します。

土木費、道路橋梁費、護神向里線道路改良事業3,226万8,000円、石割り歩道用の材料生産が間に合わないため、繰り越します。

次の唐橋横原宮ヶ路線道路改良事業208万7,000円、火葬場の使用状況に関連し、工事の中断が見込まれるため、繰り越します。

次の中道伊郷名線2,704万9,000円と、その次の檜立中之郷線道路改良事業53万9,000円、いずれも用地買収案件となりますが、契約自体は済んでいるものの、登記に時間を要するため繰り越すものでございます。

以上、7事業の追加の補正となりますが、繰り越し事業になることで財源構成において、工事に対する都の補助金も繰り越すことになっており、一般財源への負担が増すということにはなりません。

下のページをお願いします。

続きまして、第4表、地方債補正。

小学校施設整備事業、社会教育施設整備事業の変更でございます。小学校施設整備事業、大賀郷小学校プール改修事業については、継続費補正のところでも説明申し上げましたが、事業費の年割額を後年度に4,000万円ほど移行したため、起債の限度額も7,890万円を4,790万円に、3,100万円減額します。

また、社会教育施設整備事業、三根公民館建設事業についても同様に1億4,000万円ほど移行したことにより、起債の限度額を2億2,720万円から1億1,600万円に、6,560万円減額変更するものでございます。これにより、起債の総額が6億1,147万円から5億1,487万円になります。

起債の方法、利率、償還の方法については、これまでと変更ございませんので、朗読を省略いたします。

続きまして、10ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の補正額で説明いたしますが、款と項の数値が同じ場合、項の補正額で説明申し上げます。

歳入については、主に使用料収入及び事業実績による増減となります。

12款使用料及び手数料158万4,000円の増、1項使用料154万3,000円の増、多目的ホール使用料や保育料等の増でございます。

下のほう、2項手数料4万1,000円の増、危険物仮貯蔵申請手数料です。

下のページ、13款国庫支出金358万6,000円の減、1項国庫負担金352万5,000円の減。歳出の障害給付費の減に伴い、自立支援給付費負担金が減となります。

その下、2項国庫補助金6万1,000円の減、インターネット事業配信委託の減額による地方創生推進交付金が減となります。

その下、14款都支出金408万7,000円の増、1項都負担金184万3,000円の減。国庫負担金と同様、自立支援給付費負担金が減です。

その下、2項都補助金702万7,000円の増、当初予算では計上していない社会保障・税番号制度システム整備費補助金のほか、次のページをお願いします。2目2節で子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金の増、7目2節で町営住宅家賃対策補助金が増額となっております。

その下、3項委託金は109万7,000円の減、都税徴収委託金等が減です。

下のページ、15款1項財産運用収入32万1,000円の減、職員住宅貸付収入の減。

16款1項寄附金72万円の増、ふるさと納税の増です。

17款1項基金繰入金1億6,310万円の減、財政調整基金と公共施設整備基金繰入金でございます。

19款諸収入720万2,000円の減、1項延滞金及び加算金は72万8,000円の増、延滞金の増です。

4項雑入は793万円の減、主に歳出のヤスデ・アズマヒキガエル関係の事業費の減に伴い、補助金が減となります。

次のページをお願いいたします。

20款1項町債9,660万円の減、継続費と地方債補正のページで説明申し上げましたが、大賀郷小学校プール改修事業と三根公民館建設事業債を減額いたします。

歳入合計、補正前74億5,167万7,000円、補正額2億6,441万8,000円の減、計71億8,725万9,000円。

次のページ、歳出になります。歳出も、全般的には人件費の増減のほか、事業実績見込みにより数字を計上してございます。

1 款 1 項議会費208万8,000円の減、委託料等の減です。

その下、2 款総務費824万8,000円の減、1 項総務管理費302万4,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3 月の新事業として自衛隊音楽隊関係費で、需用費の食糧費と、使用料及び賃借料でバス借り上げを計上するほか、案件があるため弁護士委託料を増額としております。

また、4 目会計管理費、次のページにもまたがりませんが、役務費のところでは七信以外の金融機関振込手数料が増額となっております。

下のほう、2 項企画費、全体では197万2,000円の減ですが、次のページをお願いいたします。右上のほうですね、旧末吉小学校活用事業で浄化槽の浸透枘設置工事が増となっております。

その下、3 項徴税費265万9,000円の減、13 委託料の鑑定評価委託料等が減です。

その下、4 項戸籍住民基本台帳費12万6,000円の減。

次のページをお願いいたします。

6 項統計調査費22万1,000円の減、7 項監査委員費24万6,000円の減。

3 款民生費2,702万5,000円の減、1 項社会福祉費2,113万5,000円の減。

次のページをお願いいたします。

老人福祉費の老人保護措置費、扶助費になりますが、その減のほか、5 目障害者福祉費の扶助費で生活給付費の増はあるものの、就労継続支援給付費等の減や、次のページの臨時福祉給付金が減となっております。

2 項児童福祉費589万円の減。

次の次のページをお願いいたします。

4 目乳幼児医療福祉費や、6 目こども医療福祉費等の医療助成費が減額となります。

4 款衛生費1,954万3,000円の減、1 項保健衛生費1,285万3,000円の減。機器等の交換に伴う増以外で、次のページをお願いいたします。5 目環境衛生費の需用費や委託料で、ヤスデやアズマヒキガエル関係費が減額となります。

2 項清掃費669万円の減となりますが、じん芥処理費の廃棄物処理委託料は増額となっております。

次のページのし尿処理費は、浄化槽設置管理事業特別会計繰出金が、設置基数の減に伴い

減額となっております。

5款1項労働諸費103万7,000円の減。

その下、6款1項農林業費9万6,000円の減。次のページにまたがりませんが、人件費等の増はあるものの、事業実績に伴い減となります。

次のページをお願いいたします。

6款3項を省いて、次の7款1項商工費146万2,000円の減、不用額等で減ですが、19節の団体集客負担金は増となっております。

8款土木費1,487万円の減、1項道路橋梁費1,040万円の減。

次のページをお願いいたします。

右の一番上の道路用地購入費等の減でございます。

8款3項を飛ばして、4項住宅費447万円の減、工事实績等に伴う減です。

その下、9款1項消防費308万円の減、次のページの消防団員報酬等の減でございます。

10款教育費1億8,681万3,000円の減、1項教育総務費79万8,000円の増。

次のページをお願いいたします。

2項小学校費4,240万5,000円の減、継続費及び地方債補正で触れましたが、工事請負費で大賀郷小学校プール改修工事費の減でございます。

3項中学校費43万1,000円の増、次のページの委託料、大賀郷中学校防水処理設計委託料を計上してございます。

その下、4項学校給食費157万1,000円の減、5項社会教育費1億4,219万7,000円の減。

次のページをお願いいたします。

2目の公民館費で、継続費補正でも触れましたが、三根公民館建設工事費の減でございます。

次のページをお願いします。

6項保健体育費186万9,000円の減。

12款を省いて、次の14款1項予備費15万6,000円の減。

ということで、歳出合計、補正前74億5,167万7,000円、補正額2億6,441万8,000円の減、計71億8,725万9,000円。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） お諮りいたします。

一般会計の補正予算については、初めに歳入、歳出については款を分けて進行したいと思

いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認めます。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は予算書のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いします。

それでは質疑をお受けいたします。

一般会計補正予算書の中の歳入10ページから14ページまでの質疑を受けます。

10番。

○10番(奥山博文君) 13ページのふるさと納税についてなんだけれども、歳出のほうのことになるんだけれども、歳出に全然書いていないのでお伺いしますけれども。

これは新しい納税で、これだけ寄附という形で入っているわけですが、我が町からほかの自治体に出ていった金額云々かんぬんというのがどこに入っているか。この予算書を見たら全然わからないんだけれども、これどういう見方をすればいい。

○議長(土屋 博君) 総務課長。

○総務課長(山越 整君) まずは、今のご質問で予算書のどこに入っているか。控除という形、八丈町の方がほかのところにふるさと納税をした場合は、八丈町に納める税金から控除という形なので、予算書の中にその控除額で出ているという、そういったあらわし方ではないということだけまずは押さえておいてもらいたいと思います。

前回もそのお話がありましたので、ちょっと参考ということで。平成27年に八丈町の方がほかのところにふるさと納税をしました。八丈町に納める税金からその分が控除されますという、その控除をした額が27年でいくと約221万8,000円という、そういう数字になっています。

では、ちなみに27年、これは度になっちゃうんですけども、27年度、我々八丈町がほかのところからいただいたふるさと納税はどれぐらいかという、ちょっと異例の5,000万円が入っちゃっていますのであれなんですけれども、5,320万円という、そういった数字でした。

5,000万円がもしなかったらと考えると、320万円の収入に対して、町の方が税金控除したのが221万8,000円ですから、そこでの差額というのが約98万円ですか、そういった仕組みになっています。

○議長(土屋 博君) 10番。

○10番（奥山博文君） その会議ごと、控除は今回幾らでしたとか聞くわけにもいかないの
で、来年度の説明を資料に入れろと言ってもそれは無理なんだけれども。どうなんだろうな、
決算で控除額が確実にわかるように、我が町が控除した額がわかるようにしてもらわないと、
23区で大変な目に遭っていますよね、今ね。だから得する自治体と財政的に厳しくなってい
く自治体があるわけだから、国のほうも見直すことは考えているみたいだけれども。たまた
ま我が町は高額寄附者がいるので、知らないふりしているみたいなんだけれども。

これがないと、マイナスになったとき、それでなくても財政が大変なのに、それしっかり
わかるようにしてください。決算でも何でも確実、また出さない努力もするべきだよ、大
変厳しいですと。ふるさと納税が我が町からこれだけ控除で出ていますと、そういうのを余
りやっちゃ本当はいけないんだろうけれども、やるぐらいの気持ちじゃないと、物欲しさに
出ていきますよ、これ。魚よりか牛肉のほうがいいんだから。

これ、わかるようにまずしてください。お願い。

○議長（土屋 博君） 総務課長、答弁してください。

○総務課長（山越 整君） 決算の資料なのか、定期監査の資料なのかともかくとしても、そ
こら辺はちゃんとわかりやすくできるようにしたいというふうに思いますので、よろしくお
願いします。

○議長（土屋 博君） ほかに。

7番。

○7番（菊池睦男君） 11ページの地方創生推進交付金、これ△の23万4,000円というふう
に出ているんですが、この地方創生が来年度にどういうふうにつながるかという視点から、ち
よっとお尋ねしたいんですが。ですから、直接このことに触れるわけではないんですがね。

国は、第3次補正予算ということで、今回たったの6,000億円組みましたね。去年は第2
次補正で4兆5,000億円ぐらい組んでいるんです。その結果、昨年ちょうどこの3月の補
正予算で、いわゆる熱中小学校のことですね。地方創生加速化交付金ということで上程され
て、それが16年度の事業に引き継がれて、熱中小学校がずっと今推移してきているだけ
けれども。

今回は、国のそういう6,000億円程度の第3次補正では、地方に対する交付金、そういう
ものが反映されていないんですか。今回のこの町の補正では△の23万4,000円というこ
とでしかのっていないけれども、例年、国は補正予算を組むんですよ、年明けると。それが
いつも3月の補正予算でもって交付金でのってくるだけけれども、今回は国のあれでは全然

反映されていないということになるんですか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） お答えしたいと思います。

今回の国の補正予算、地方創生推進交付金6,000億円というお話ですけれども、町のほうとしましては申請してございません。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） いや、ちょっとすれ違った答弁になっているからいいんだけども。

それでは、それと関連して聞くんだけど、その地方創生推進交付金、大体の申し込みが2月の中旬だという。それから受け付けが3月の中旬になって、5月の下旬に交付が決定するという話なんだけど。そうすると、推進交付金は今回申し込んでいないという話になるわけですね。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） おっしゃるとおり、我々としては、まず推進交付金に関しましては28年度の申請を行ってございます。その中で5カ年分が、ある程度の数字がいただいておりますので、まずそれを着実に進めていくということをしてございます。

ですので、新たに29年度に向けて申請はしてございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 八丈町の熱中小学校というのは、そのパターンとしては広域連携なのか、先駆型なのか、横展開型なのか、どのパターンですか。

○議長（土屋 博君） もう一度、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 広域連携型でございます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） あとは予算でやります。

○議長（土屋 博君） ほかに。

9番。

○9番（奥山幸子君） 6ページの個人番号の交付ね。これ何人ぐらい、カードを交付した方がいらっしゃるのでしょうか。それと、どういう人が申請しているのか。その年代とか性別とか、そういうのを教えて。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 個人番号の交付の関係なんですけれども、2月1日現在で730名

の申請がございます。そのうち563件を交付済みということですが、その申請者の年代別構成については、ちょっと今ここではお調べしないとあれなんですけれども。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 個人番号カードが欲しいと思われる方は、大体車を運転しない方とか、高齢者の方とか、そういう方が多いんじゃないかなと思うんですよね。申請したときに、写真はもちろん必要なんですけれども、行ったときにあと何を持ってこいとか、何回かそういうことをして、1回で済むのに、個人番号カードをもらうのに何回も書類が必要だったみたいな話を聞いたので、そういう不便に思われる方が個人カードを申請するわけだから、対応としてもっと親切に、丁寧に対応していただきたいなと思って、気をつけていただきたいなと思います。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですか。

○9番（奥山幸子君） はい。

○議長（土屋 博君） はい、要望。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 歳入については質疑を終結いたします。

続いて、歳出、15ページの議会費から25ページの衛生費までの質疑をお受けします。

1番。

○1番（沖山恵子君） 20ページの障害福祉費についてお伺いします。

私が議員になってから、ずっと障害福祉費が増加したのは見たことがあるんですが、今回初めて減額だなと思ったんですけれども。

説明のところを見ますと、就労継続支援給付費が大分減ってしまっていて、生活介護給付のほうが増えているんですけれども、これは就労給付の人が減って、生活介護のほうに回ったということなんでしょうか。就労が進んでいないということなのか、あるいは人の配置が変わったということなのか、教えてください。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 今回の補正で就労継続、B型のほうが大幅に減額して、生活介護給付費のほうが増額ということなんですけれども。

昨年4月より、ロベの会のほうでのびのびとって、生活介護ができるところが増えました。その関係で生活介護が伸びているというところと、あとこちらのB型のほうは、実際に

28年度の当初予算のところにさかのぼってしまうんですけれども、いろいろと重度の方が増えたりとか、あと人員配置の関係とか、そういった給付費が伸びる要素というものがございましたので、当初予算を28年度はちょっと多目に組んだというところもあるんですが、実際にB型の利用されている人数というのは、そんなに減少しているというふうなことではなく、当初の予算よりかは伸びが、見込みが少なかったというふうにご理解いただければと思います。

○議長（土屋 博君） よろしいですか、1番。

○1番（沖山恵子君） はい。

○議長（土屋 博君） ほかに。

7番。

○7番（菊池睦男君） 歳出のどこまで、何ページまで。

○議長（土屋 博君） 25。

○7番（菊池睦男君） じゃ、17ページに電子計算費というのがあるんですが、11目か。257万1,000円の△になっていますね。これで説明を見ると、△の11万7,000円と、あと委託料が20万6,000円。そうすると、これは8万9,000円の黒字になるんだけど、何でその前が△の257万1,000円になっているの。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） 今おっしゃっているのは、財源の内訳の欄だと思うんですが、一般財源が257万1,000円の減、そのかわり国都支出金266万円の増ということで、財源のほう、歳入のほうの都の補助金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金が266万円入りましたので、国都支出金が266万円の増。財源ではその分一般財源が減るというふうなことで、総額8万9,000円の増が補正額となってございます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） いや、私の聞いているのは単純に、これ全部書式が、ここの補正額の財源内訳の一般財源、この一般財源と説明の金額が全部一致しなくちゃいけないのに、これはそういうふう一致していないんだよ。17ページだよ。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木眞理君） 今おっしゃっている266万円増と257万1,000円の減、差し引きで8万9,000円の増ということで、財源の……

（「必ずしもこれとこれが一致するというわけじゃないんですよ。こ

この金額を全部足したのが、いわばこの全部足した金額になるというのが約束なんです。なので、必ずしもこことここが一致するというわけじゃないので」の声あり)

○議長（土屋 博君） 足して合わないよ、それは。

○7番（菊池睦男君） ああ、そう。じゃ、失礼。だけれども、前後を見るとみんなそういうふうになっているんだけど、それは後ほど詳しく。

それでは、マイナンバーのことについて出ていないんだけど、いいかな。どこか出ている、マイナンバーについて。出ていないの、補正にはね。

○議長（土屋 博君） いや、これは補正だから、これを見て質問しないと困る。

○7番（菊池睦男君） 出ていませんか、マイナンバーについて。

いや、それでは議長、補正ではあるんだけど、今度本予算についての絡みもあるし、それから今確定申告が始まっていますよね。そのさなかなので、このマイナンバーについては一般質問でやろうと思っていました。だけれども、一般質問27日でしょう。もう既に時期が終わっちゃうわけです。ですから、ここで確認のためにお聞きしたいんです。

○議長（土屋 博君） 許可します、どうぞ。

○7番（菊池睦男君） それでは、マイナンバーが昨年から実施されて、今年度から町の窓口でもこれに対応しなくちゃいけない。1つは確定申告があるんだけど、この確定申告は芝税から業務委託されているのか何なのか、八丈町の税務課が收受印を押して、そのまま税務署に送っていますよね。

このマイナンバーについて、私どもは国税庁についていろいろ折衝して議論をしているんだけど、マイナンバーの記載がないことをもって書類の收受をしないことはないとか、税法上、不記載による罰則もないと、こういう答弁を得ているんです。そこで、これは所得税、確定申告は所得税だから、芝税のほうに收受して送っているだけの話ですよ。

ただ、確定申告の書き方についての説明では、マイナンバーは全て記入してくださいというふうに書いてあるわけ。それは確定申告のまず個人番号だよ、事業主の個人番号。それから配偶者控除をすれば、配偶者についても書かなくてはいけない。それからその他の家族の控除があれば、それも書かなくてはいけない。それから青色申告であれば、専従者控除も書かなくてはいけないという仕組みになっているんだけど、その際、私はマイナンバーを書きませんという意味を明白にした場合には、それも書かないで、そのまま国税庁は受け付けますよというようなことを言っているんだけど、八丈町でもそういうふうな対応が

できるのかどうなのかということをまず。

○議長（土屋 博君） 税務課長。

○税務課長（川上明和君） まず、マイナンバーの記載の根拠でございますが、税の場合は、国税通則法第124条に、国税に関する法律に基づき税務署長、その他の行政機関の長、またはその職員に申告書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該税務書類にその氏名、住所または居所及び番号を記載せねばならないと法律にありますので、記載は義務と心得ております。

ただし、マイナンバーの記載の拒否でございますが、記載について、今の法律に対しての罰則の規定はございません。ですので、窓口に来て記載を拒否された場合でも、お願いはいたしますが、強制的に書かせるということはいたしておりません。そのまま収受いたしております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 先ほどの説明で、国税通則法についての所得税のあれこれなんだけれども、私はマイナンバーに限って聞いているわけなんだけれども。

2つ目に、今度は自治体の窓口で受け取る場合の実務内容ですね。まず、確定申告している人は給与支払報告書と総括表を町のほうに出さなくちゃいけませんね。だから、これについての当然ながら収受をするべきだ、してほしいということが1つね。

それから、5月になると特別徴収決定通知表というのが、ことしの5月から発出することになっていきますよね。これについても、まず1つに、その従業員の中には知られたくない人もいるわけですよ。しかし、町は従業員のナンバーも書いて、その事業主に発出するわけだよ。そうすると、従業員個人のそういうプライバシーが守られなくなるということが発生するわけです。

それから2つ目に、じゃその通知をどうやって事業主に送るんですか。これは、まさか普通書簡では送らないと思うんですよね。書留とか、そういうことになろうかと思うんだけど、そうすると膨大な通信費もかかるだろうし、それから人件費もかかるだろうというふうに思っているんです。そうすると、これは大きな自治体にとって、役場にとってミスになると、ロスになるというようなことがうかがわれるんですね。

それから、例えば郵便局が誤配した場合に、それが漏えいしたときには、じゃ誰が責任をとるか、というような問題もあるわけです。

したがって、私どもはそういうような非常に個人のプライバシーも侵害することになるし、

自治体にとってもその経費が、コストが膨大なものになるんだろうというふうに思うんだよね。だから、そういうものについては反対しているという立場なんだけれども。

だから、さっき言った給与支払報告書とか総括表、こういうもの、それから5月から発出する決定通知書、そういうものにマイナンバーを記入しないでほしいというふうに思うんだけれども。こういうことは全国でも取り組んでいる課題なんだけれども、町はどういうふうに対応しますか。

○議長（土屋 博君） 税務課長。

○税務課長（川上明和君） まず最初のお話でございますが、先ほどもお話ししたとおり、法律で定められておりますので、我々としては極力記載をお願いしてまいります。

そして次に、5月に特別徴収においてもお願いをするということで、特別徴収税額の決定変更通知書にも記載するようになっております。それは、こちらからお願いしてやっていただくのですが、それもこちらに回答していただくときに無理であるということであれば、その旨を書いた形の報告書になっておりますので、それで対応いたしたいと思っております。

それとあと、記載した書類の送付方法なんですが、特別徴収の税額の決定変更通知書の場合には、こちらから送付する場合には普通郵便で送付いたします。そして回答する場合には書留、簡易書留料金で、送付する中身に封筒を入れて送付いたしますので、またこれは来年度の予算のときにお願いするということになりますが、そういう形で予算を組んでおります。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） ですから、いずれにせよ、そういう事業主が確定申告後、税務署に納める給与支払書あるいは総括表、これに書かなくても、私はマイナンバーを書きませんという意思が明確な場合は受け取りますね、窓口は。

○議長（土屋 博君） じゃ、先に進んでよろしいですか。

○7番（菊池睦男君） いやいや。

○議長（土屋 博君） 回答を求める。

○7番（菊池睦男君） うん。

○議長（土屋 博君） 税務課長。

○税務課長（川上明和君） ご本人の意思がそういうことであれば、受け取ります。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 最後に、今度は町民税と国民健康保険税で申告があるわけです。これ

についても全て家族構成のところ、あるいは個人番号ですね。それを書かなくてはいけないということになっているわけだけれども、これも同様に書く意思がありませんということであれば、それを無記入で出しても窓口は受け取りますか。

○議長（土屋 博君） 答弁を求めますか、もう一回。

○7番（菊池睦男君） もちろん。

○議長（土屋 博君） 税務課長。

○税務課長（川上明和君） 先ほどからお話を申し上げておりますが、これは国のほうの法律で定められておりますもので、それに準ずる八丈町も同じような形となります。

それで、八丈町のこれを受け取るか、受け取らないかということであれば、ご本人が書かないということであれば、お願いはいたしますけれども、受け取りはします。

以上です。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 最後に、その他もろもろあるわけなんだけれども、それはまた本予算のほうでまた質問します。

以上です。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） 20ページです。老人福祉費の中の扶助費、この中で養護老人ホームの補正がマイナス1,000万円ということになっているんですけども、養護老人ホームにつきましては平成29年度末でもう閉鎖が決定しているということで、これが減額されると、今現在まだ入居されている方はおられるわけですよ。それでこれだけの1,000万円もの減額というと、ちょっとこれは大きいかなと。もともとの予算が大きかったのかもしれないけれども、ちょっと人数の減が急にあったのか。その辺、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 1,000万円の減額につきましては、28年度当初の時点で定員の20名、八丈町の八丈老人ホームのほうは定員が20名ということになっておりますので、そういう形で当初は組んでおります。

今現在、28年度の中で退所される方も出まして、現在は9名になっております。その9名の方の現在の措置費に合わせて、今回また1,000万円の補正ということをしてもらいました。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） わかりました。ということは、当然これは29年度予算にも反映されているわけですね。人数が半分になったから、今までの半額くらいになるんですか。それもちよっとあわせてお伺いします。

○議長（土屋 博君） もう一度、福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 当初予算のほうでも、実際、八丈老人ホームのほうにはもうなくなってしまうので、入る方も当然いないというところで、現実に沿った人数で一応組ませてもらっています。

ただ、養護老人ホームというのはあくまでも措置なので、八丈町の中で養護老人ホームの申請が仮に住民の方が出た場合、島外のほうに措置するというふうなことも当然あり得ますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（土屋 博君） いいですか。

○5番（山本忠志君） わかりました。

○議長（土屋 博君） ほかに。

1番。

○1番（沖山恵子君） 22ページのむつみ第二保育園のエアコン交換工事について、お伺いします。

大抵の補正予算は、過去に予算がついていたものに対して減額とか、増額とかだと思んですが、これは多分初めて出てきたのではないかと思うのですが。最初のところでこれが来年に繰り越しですよ、繰越明許費補正というところにも書いてあるのですが、新年度予算には間に合わなかった、6月補正では遅過ぎる、なので今の補正で出しましたということではないかと思うのですが。その割には3月中にしないで、繰り越しでやりますよというのはどうということなのか、教えてください。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（田村久美君） ただいまの質問にご説明いたします。

むつみ第二保育園のエアコンなんですけれども、10年経過していて、これまで使用できてはいたんですけども、今回突然修復が不可能ということで、それでまたついている部屋のほうが2歳未満児室になるんですけれども、児童の適切な環境をつくるためにはエアコンが必要ということで、今回の補正予算に上げさせていただきました。

ただし、年度末ということで、これから工事を発注したり、また事務手続ですとか、あと八丈島の場合は室外機を塩害仕様にしなければいけないということもありまして、ちょっと

年度内の工期は間に合わないということで、繰越明許とさせていただきました。

以上です。

○議長（土屋 博君） 1番、よろしいですか。

○1番（沖山恵子君） はい。

（発言する者あり）

○議長（土屋 博君） はい、わかりました。

それでは、この25ページまでは終結したということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） それでは休憩します。

午後1時から再開します。

（午前11時47分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（土屋 博君） 続いて、25ページ、労働費から33ページの予備費まで、質疑をお受け
します。

10番。

○10番（奥山博文君） 27ページ、観光費ですけれども、団体集客負担金というのが178万
2,000円。これ大変喜ばしいことだと思うんだけど、この金額でどれぐらいの人数分あ
るんですか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） 人数ということではなくて、ツアーで申し上げますと30数
ツアー分の増ということでございます。

（奥山（博）議員「人数はわからない」の声あり）

○産業観光課主幹（笹本博仁君） 人数は、10名以上の団体が対象となつてございますので、
平均しますと20名ほどだと思っております。

○議長（土屋 博君） ほかに。

質疑を終結してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第19、議案第1号 平成28年度八丈町一般会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第20、議案第2号 平成28年度八丈町介護保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） それでは、書類番号7をお願いします。

1ページをお願いします。

議案第2号 平成28年度八丈町介護保険特別会計補正予算。

平成28年度八丈町の介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ176万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,753万1,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○福祉健康課長（高野秀男君） 平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いします。

まず、歳入のほうです。

4の国庫支出金については、介護保険システム改修費に対する補助金になります。補助金については人口で配分が決まっており、今回は22万円の補助金となっております。

8の繰入金ですけれども、2の地域支援事業繰入金については、地域包括支援センター委託料分について、職員の人事異動、事業経費の減額により50万円の減。その下のその他一般

会計繰入金については、介護保険システム改修にかかる一般会計からの繰入金になります。

以上、歳入合計、補正前の額10億4,576万3,000円、補正額176万8,000円、計10億4,753万1,000円です。

次に、5ページに移りまして歳出になります。

1の総務費については、歳入でも申し上げましたけれども、介護保険システム改修の委託料になります。

2の保険給付費については、実績見込みから目間での予算組み替えをさせていただきます。

4の高額介護サービス費については、毎月170名ほどの方が支給対象になっています。

6ページをお願いします。

6の地域支援事業費については、こちらも歳入で触れましたけれども、地域包括支援センター委託料の減額補正になります。

以上、歳出合計、補正前の額10億4,576万3,000円、補正額176万8,000円、合計で10億4,753万1,000円になります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第20、議案第2号 平成28年度八丈町介護保険特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第21、議案第3号 平成28年度八丈町国民健康保険特別

会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 薄い黄色の次になります。

1 ページをお願いいたします。

議案第3号 平成28年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算。

平成28年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ537万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,274万6,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（奥山 拓君） 平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、3の国庫支出金ということで、こちら財政調整交付金の関係です。特別調整交付金が追加となりました。後に歳出のほうでも出てまいります繰出金と関連してございます。

その下になります。療養給付費等交付金ということで355万9,000円の増。こちら療養給付費等交付金ですが、歳出のほうで出てまいります退職者療養の給付費と、前期高齢者の納付金の件に関して関連してございます。

その下、繰入金で一般会計の繰入金ですけれども、こちら職員給与費等の共済費関係の繰入金になります。

その下になりますが、雑入ですけれども170万5,000円の増ということで、歳入歳出のこちら予算の調整のための雑入ということになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

一番下になりますが、歳入合計、補正前の額16億6,737万円、補正額537万6,000円、計16億7,274万6,000円ということになります。

下の5ページのほうをお願いいたします。

歳入ですけれども、総務費の一般管理費で2万1,000円の増と、こちら共済組合の職員の負担金分の増額でございます。

その下になりますが、保険給付費で退職被保険者等療養給付費で154万円の増と。こちらは退職者の療養給付費ということでございますけれども、こちらに関しましては、12月の議会におきまして、実績と見込みによりまして減額いたしましたが、1月の通知の段階で手術

の患者さんが発生いたしました。このようなことでの増額補正となりましたことをご理解願いたいと思います。

その下、3の一般被保険者療養費ですが、80万円の増額と。

また、その下になります高額療養費、こちらも退職被保険者の高額療養費ということで、先ほどと同じ理由となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

前期高齢者納付金ですが、こちらは3,000円の増ということで、支払基金からの通知による追加納付となっております。

その下になりますが、償還金170万5,000円、こちらは平成27年度の実績の確定に基づきまして返還するものでございます。

また、その下になりますが、1、病院事業会計繰出金ということで9万1,000円の増。こちらは繰出金ですが、糖尿病教室への追加交付がございましてということで、9万1,000円を病院へ繰り出すものでございます。

下になりますが、歳出合計、補正前の額16億6,737万円、補正額537万6,000円、計16億7,274万6,000円ということになります。

以上で説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 今、課長から説明があった糖尿病教室、これはいつ開催されますか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） これは毎月1回やっています年12回、町立病院のほうで。

（奥山（博）議員「それで増えた分は、予算が増えた分」の声あり）

○住民課長（奥山 拓君） 9万1,000円の増額という、これは実績のほうに基づきまして追加交付ということになっています。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第21、議案第3号 平成28年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第22、議案第4号 平成28年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） ピンクの次になりますが、その前に、先ほど机のほうにお配りしています正誤表がございます。浄化槽の特別会計補正予算書のほうも、このように正誤表がありました。大変申しわけございませんでした。

ということで、1ページのほうをお願いいたします。

議案第4号 平成28年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算。

平成28年度八丈町の浄化槽設置管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,929万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,736万4,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長（奥山 拓君） 平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

地方債の補正の関係で変更でございます。合併処理浄化槽整備事業債、補正前ということで1,750万円、こちら補正後で1,310万円、440万円の減額の変更となります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法等には変更がございません。よろしくをお願いいたします。

7ページをお願いいたします。

歳入です。

分担金及び負担金、こちら業務用の浄化槽の分担金の32万4,000円の増額と、こちら今年度は15基を設置してございます。

その下になります、国庫支出金で施設整備費補助金。こちらは浄化槽の設置及び単独処理浄化槽の撤去費ということで、設置基数の減に伴う実績に基づきまして減額となります。

その下、都支出金のほうですが、こちらも同様の施設整備費補助金。こちらも国同様、設置基数の減に伴う減額ということになってございます。

一般会計繰入金で1,862万8,000円、こちら施設整備費の伴う繰入金のほうが、実績に基づいて減額ということになってございます。

次の8ページをお願いいたします。

雑入のほうですが、45万4,000円。こちら浄化槽申請者負担分ということで、平成27年以前のもの増嵩経費、その収入ということになってございます。

町債で、下水道事業債ということで440万円の減。こちら先ほどご説明いたしました地方債の変更の関係、実績に応じて440万円を減額するものとなってございます。

そういうことで、歳入合計、補正前の額9,665万5,000円、補正額2,929万1,000円の減、計6,736万4,000円ということになってございます。

下の9ページをお願いいたします。

歳出でございしますが、総務費、一般管理費で119万6,000円の減。こちら、右のほうの説明にございますけれども、共済組合の負担金から積立金までを差し引きいたしまして、減額ということになってございます。

その下、施設管理費、浄化槽の管理費ですが、129万5,000円の減。こちら、右のほうにございます設置基数の減に伴いまして法定検査、また浄化槽清掃、保守点検の委託料を減額するものとなってございます。

その下、施設整備費ですが、浄化槽の整備費2,680万円の減ということで、こちら浄化槽の工事請負費、また撤去費の補助金の関係を減額するものとなってございます。

歳出合計、補正前の額9,665万5,000円、補正額2,929万1,000円の減、計6,736万4,000円ということになってございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第22、議案第4号 平成28年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第23、議案第5号 平成28年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 書類番号8をお願いいたします。

1ページをお願いします。

議案第5号 平成28年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則。

第1条、平成28年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「第5条を除いて文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池正勝君） 2ページのほうをお願いいたします。

企業債。

第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

水道施設整備事業の限度額の変更でございます。限度額1億9,700万円を1億6,290万円に変更いたします。

以上、平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

11ページをお願いします。

平成28年度八丈町水道事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

1、水道事業費用171万4,000円の増でございます。営業費用42万5,000円の増でございます。こちらにつきましては、職員の異動による給料、手当等の増及び時間外勤務手当等の増でございます。

営業外費用128万9,000円の増、消費税納付額の増でございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

資本的収入4,924万4,000円の減、企業債3,410万円の減。こちらにつきましては、事業費の減による企業債の減でございます。

都支出金1,514万4,000円の減、こちらにつきましても、事業費の減による補助金の減でございます。

次のページをお願いいたします。

1、資本的支出3,259万9,000円の減、建設改良費3,259万9,000円の減でございます。工事請負費等の事業費の減でございます。

以上で説明のほうを終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第23、議案第5号 平成28年度八丈町水道事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第24、議案第6号 平成28年度八丈町一般旅客自動車運

送事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） ただいまの水道事業補正予算書の次の黄色い紙の次になります。

1 ページのほうをお願いします。

議案第 6 号 平成28年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算。

総則。

第 1 条、平成28年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池正勝君） 2 ページのほうになります。

平成29年 3 月 1 日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8 ページのほうをお願いします。

平成28年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

1、自動車運送事業費用 1 万3,000円の増でございます。こちらにつきましては、消費税の納付額の増でございます。

資本的収入及び支出。

1、資本的支出48万3,000円の減、建設改良費48万3,000円の減でございます。こちらにつきましては、貸切中型バス車両購入等の減でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9 番。

○9 番（奥山幸子君） 以前、今年度だったと思うんですが、路線バスによる観光ルートを創設するという話があったと思うんですが、実際どういうふうになっているのか、それが 1 点と。

もう一つなんですが、バスパが結構売れているという話はいいことだと思うんですが、これはレンタカーでめぐっていても、温泉だけでも使えるということで、これは要望で、宿への周知をきちんとしてもらいたいなと思います。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 路線バスを利用した観光ルートの開発ということでございますけれども、実際のところ、今年度のところはまだできていないので、来年度にかけてつくりたいということで、職員のほうには指示をしております。

もう一件のバスパの宿への通知につきましては、観光協会等、観光係と連携いたしまして検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 実際、そのバスルートで観光というのは、話は全く進んでいないのか、ある程度は進んでいるのか、その辺を。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 全くということではなくて、ことし産業観光課のほうで作成いたしましたパンフレットのほうに、バス停を入れたものを作成しておりますので、全く進んでいないということではございません。

（奥山（幸）議員「ぜひ進めてください」の声あり）

○議長（土屋 博君） 要望もありますからね。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第24、議案第6号 平成28年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第25、議案第7号 平成28年度八丈町病院事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） ただいまの一般旅客自動車運送事業会計補正予算書の次のピンクの紙の次になります。

1 ページのほうをお願いします。

議案第7号 平成28年度八丈町病院事業会計補正予算。

総則。

第1条、平成28年度八丈町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「第5条を除いて文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池正勝君） 2 ページのほうをお願いいたします。

企業債。

第5条、予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

医療機械器具整備事業の限度額の変更でございます。医療機械器具整備事業の限度額2,660万円を、事業費の減によりまして2,260万円に変更するものでございます。これによりまして、起債の合計は2,860万円から2,460万円となります。

以上、平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

11ページをお願いいたします。

平成28年度八丈町病院事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

1、病院事業収益1,883万7,000円の増、1、医業収益1,872万4,000円の増。こちらにつきましては、入院収益、外来収益等も薬品費の増による収益増を見込んだものでございます。

2、医業外収益9万1,000円の増、こちらにつきましては、先ほど国保会計の補正予算でも上がりましたけれども、健康管理事業の国保補助金の増額でございます。

3、特別利益2万2,000円の増、こちらにつきましては、過年度損益修正益の増でございます。過年度職員手当等の返還分の増でございます。

次のページをお願いいたします。

1、病院事業費用1,482万1,000円の増、医業費用1,488万2,000円の増でございます。人件費、電気料等の減がございますけれども、次のページになります、13ページの薬品費等の増額によるものでございます。

14ページのほうをお願いいたします。14ページ、また、酸素供給装置ほかの賃借料も増額

となっております。

14ページでございます。

2、医業外費用6万1,000円の減、消費税納付額の減額でございます。

次のページになります。15ページでございます。

資本的収入及び支出。

資本的収入293万1,000円の減、企業債400万円の減、医療機械器具整備事業債の減額でございます。

3、都支出金106万9,000円の増、産科医療機関設備整備費補助金の増額でございます。

1、資本的支出1,561万5,000円の増、建設改良費の増額でございます。こちらにつきましては、昨年度土地開発基金で購入いたしました土地を病院事業で使用しているため、購入するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（奥山幸子君） 12ページの給料ですけれども、看護師さんが何人かやめていらっしゃると思うんですけれども、この職員の事務職、医療技師、看護師、医師、技師、労務職、助産師の中で、ことしやめた内訳を教えてください。

○議長（土屋 博君） 事務長。

○病院事務長（奥山 勉君） 一応、今年度末までで看護師の方が4名、それと事務職で1名、それと理学療法士の方で一人ということで、計6名の方がこの3月末までで退職ということでございます。一応2月にもうやめられた方が3名いらっしゃいまして、あとは3月末ということでございます。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） これだけの人数がやめるって大変なことですよ。その対策をどうされるのか。やはり病院というのは命にかかわるので、ただでさえ看護師さんは夜勤もありますし、これだけ減ってしまうと看護師さんがもう倒れちゃいますよね。その辺の補充というか、募集というか、対策はどのように考えていますか。

○議長（土屋 博君） 企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） 本日も1人採用いたしまして、また4月1日にもう一人採

用。

それで、看護師さんについては、現状本当にあと2人くらい足りない状況でございますけれども、いろいろな形でPRをして募集をかけて、適宜募集に向かって進めております。現状、非常に厳しい状況の中ですが、東京都にお願いしたりとか、いろいろな大学病院にもお願いしながら進めている状況でございます。

○議長（土屋 博君） 9番。

○9番（奥山幸子君） 6人やめていらっしゃるわけですが、そのうちの4名は確実に来年度内にね、来年度の前半までにはもう確保するように、とにかくお願いしたいです。命にかかわることなので、よろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） こういうのははっきりしてもらったほうがいいよ。

企業管理者。

○公営企業管理者（關村三男君） ちょっと言葉が足らなかったんですけれども、理学療法士につきましては、今九州のほうから来ていただいて、その方を採用する予定で進めておりますので、看護師さんが2名くらい今現在は足りないというのをとにかく承知しておるんですが、それらをいろいろなところで募集をかけて、採用に当たるようにいたしたいと思います。

○議長（土屋 博君） ほかに。

5番。

○5番（山本忠志君） 15ページです。一番下の資本的支出、固定資産購入費が3,800何がしの最初の予定額に対して1,500万円、パーセントにしたら40%の補正を組んで、それが駐車場の用地購入費としてなっているわけなんですけど、1.4倍になったということですよ、当初の予算より。この補正の額というのは、説明をもうちょっと詳しくお願いできないですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） こちらにつきましては、先ほども申しましたように、病院の駐車場で土地開発基金の土地を使用しているということで、それはもうこちらの事業で使っているということで、病院のほうで買い入れなければならないというところで、補正予算で対応させていただいたというところでございます。

○議長（土屋 博君） もっと丁寧に、もう一回。

○企業課長（菊池正勝君） こちらの固定資産購入費の3,800万円というのは、医療機器を購入する、更新するための費用が当初予算についていたものでございまして、土地代が1,500万円増えたということではございませんので、よろしくお願いいたします。

(山本議員「そういう意味か。別の使い道があったんですね。何となくわかりました」の声あり)

○議長(土屋 博君) よろしいですか。

ほかに。

7番。

○7番(菊池睦男君) この前、病院へ行って順番待ちで待っていたんですが、その中で出た話なんですがね。

1つは、トイレに行って、手を拭くペーパーが置いていないんですね。これは私も行って確認したんだけど、確かにペーパー置いていないんだけど。ペーパー置いていないから、ハンカチを持っている場合は拭けるんだけど、そうでない場合は終わって拭くというような話があるので、衛生的にもやはりこれは備えるべきじゃないかなというのが1つと。

あと、下で待ち合いをしているときに、トイレに行きたくなるわけですよ。そうすると、玄関から出て裏のほうへ行って、そしてトイレへ来るんだけど、今室内で椅子に座って待てるんだけど、あそこから直接トイレのほうには行けないんですね、よろい戸がおりていて。それがどうにかならないのかというような問題ですね。それはどうでしょうか。

○議長(土屋 博君) 事務長。

○病院事務長(奥山 勉君) まず、お手洗いのほうのペーパーですよ、手拭きのペーパー。このことについては、今ちょっと初めて、初めてといいますか、聞きましたので、ご意見として伺いましたので、ちょっと今後検討させていただきたいと思います。タオルとまではいえないんですが、ペーパー的なもので皆さんがもちろんそれを望まれるのであれば、できるだけ設置したいように考えます。

(菊池議員「2階のトイレにないんだよ」の声あり)

○病院事務長(奥山 勉君) 2階のトイレですか。

(菊池議員「病室に」の声あり)

○病院事務長(奥山 勉君) 病棟のほうということですか。

(菊池議員「そうそう」の声あり)

○病院事務長(奥山 勉君) かしこまりました。じゃ、その辺はちょっと検討させてください。

あと、今のお話ですと、朝のまだ始業前のときのシャッターがおりているので、一度裏か

ら回ってお手洗いに行かれるというお話ですよ。一応、時間前、診療時間前ですと、いろいろな患者さんもいらっしゃいますし、お客様もいらっしゃると思いますので、一応防犯上とか、その辺も含めて、とりあえず時間までは内部のシャッターをおろしているという状況でございますので、その辺については、またちょっと皆様にご理解もいただきたいと思うんですが。

院内でももう一度協議をしまして、例えばどっちにしろ、外から回ってもらうにしろ、案内のほう、表示ですね。院内の案内でトイレはこういうふうに行ってくださいとか、そういったことも検討できると思いますので、その辺で今後検討していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） やはり病院に来る人だから病人で、基本的には健康でない人が来るわけですよ、高齢者も来るわけで。結構やはりおしこのほうも近くなるだろうし、やっこの思いで外に出て、えんやこらえんやこら行って、また帰ってくるということが見られますので、その点はどうなんだいと、議員はどう考えると言われたことがあるんですね。

それとあと一つは席順なんだけれども、行ってソファで待っているわけなんだけれども、どういうふうに並んだらいいのか、そこもわかりにくいんですよ。ですから、このように並んでくださいというふうに図示するとか、あるいは背もたれのところに例えば番号をつけておくとか、そういうふうにしないと、常連の人がいてわかっている人は、反対側に並ぶところからだよというふうに教えるんだけれども、それがわからないで初めての人なんていうのは、ちょっとどういうふうに並んだらいいのかがわからないんです。だから、その点もちょっと工夫していただければと思います。

○議長（土屋 博君） 答弁求めますか。

○7番（菊池睦男君） ええ、まあ要望でもいいんですけども。

○議長（土屋 博君） 要望でね。検討してください。

ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第25、議案第7号 平成28年度八丈町病院事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第26、議案第8号 土地の買入れについてを上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（菊池 良君） それでは、書類番号の9をお願いいたします。

議案第8号 土地の買入れについて。

上記議案を提出する。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

土地の買入れについて。

下記のとおり土地を買入れる。

1、買入れの目的、中道伊郷名線道路改良事業用地。

土地の所在地、東京都八丈島八丈町大賀郷1876番地。

地目及び地籍、山林6,038.50平方メートル。

土地の価格、1,057万9,452円。

買入れの相手方、東京都渋谷区宇田川町2番1、ティー・シー・プロパティ株式会社、代表取締役、千葉健彦。

支出科目、平成28年度一般会計、土木費、道路橋梁費、道路新設改良費の公有財産購入費でございます。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めますということで、これは通称防衛道路の道路改良整備事業に伴う道路用地の買入れでございます。

次のページ以降に、位置図と所在図をつけてありますけれども、工事内容につきましては、建設課主幹より説明申し上げます。

○議長（土屋 博君） 主幹。

○建設課主幹（瀬筒国治君） 先ほど建設課長のほうから説明ありましたとおり、事業としては中道伊郷名線道路改良事業、事業延長は総延長で3,140メートル、国庫補助事業となっております。幅員は5メートルで工事のほうを実施しております。

まず、大賀郷1876番地、今説明のあった用地につきましては、路線でいうとナンバー18から29、およそ230メートルほどの道路延長に関する道路用地でございます。

用地取得にかかわる主な構造物としましては、切土のり面側のロックボルト工併用ののり枠工となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第26、議案第8号 土地の買入れについては、原案どおり可決いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第27、議案第9号 土地の買入れについてを上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（菊池 良君） それでは、所在図の次のページをお願いいたします。

議案第9号 土地の買入れについて。

上記議案を提出する。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

土地の買入れについて。

下記のとおり土地を買入れる。

買入れの目的、同じく中道伊郷名線道路改良事業用地。

土地の所在地、東京都八丈島八丈町大賀郷1942番地1外6筆。

地目及び地籍、山林6,949.44平方メートル。

土地の価格、836万1,998円。

買入れの相手方、東京都渋谷区宇田川町2番1、ティー・シー・プロパティ株式会社、代表取締役、千葉健彦。

支出科目、平成28年度一般会計、土木費、道路橋梁費、道路新設改良費、公有財産購入費でございます。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めます。

同じように、工事内容については建設課主幹から説明申し上げます。

○議長（土屋 博君） 建設主幹。

○建設課主幹（瀬筒国治君） こちらの大賀郷1942番地1外6件につきましては、ナンバー59から99、およそ800メートルの道路事業にかかわる用地でございます。

用地取得にかかわる主な構造物としましては、切土側では先ほどと同じロックボルト併用ののり砕工、また谷側・盛り土側につきましては、軽量盛り土工が主な構造物となっております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

7番。

○7番（菊池睦男君） この土地の価格を決めるに当たっては、土地鑑定士を入れてちゃんとやっているわけですか。

○議長（土屋 博君） 主幹のほう、お願いします。

○建設課主幹（瀬筒国治君） 土地の鑑定士を入れて、審議会を経て決定させていただいております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） そうすると、前の件では平米当たり1,752円、坪5,781円なんですね。後の物件については、平米当たり1,203円、坪3,900円、約4,000円ですね。すると、前の件は5,700円、後の件は4,000円、坪当たりね。

この値段というのは、一般の感じとしては山林ですね。しかもこれは擁壁の部分、あるいは道路をつくった崖下の部分、そういう残地に相当する部分で、不動産物件としてはほとんど価値のないような土地に感じるんだけど、大体坪当たり5,700円、坪当たり4,000円という金額は高いんじゃないかなというふうな気がするんだけど。この近傍在所で売買があったというケース調べてみましたか。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） まず、この土地の評価に関しましては、土地評価の鑑定士を入れて評価額を決めております。この違いにつきましては、市街地に近いほうが高くなっておりまして、山の上のほうに行くに従って安い評価、低い評価になっております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 例えば、この市街地で今、都道の整備が進んでいるんだけど、東京都は必要な土地しか買いませんね。残った残地、それがうんともう使用できないような、そういうようなところは買わないんですよ。それに対して、町というのは相当大盤振る舞いで、しかも高いんじゃないかという印象なんだけどね。

だって、今坪当たり、ああいう山林で4,000円だ、6,000円だという土地というのは、値段はつかないですよ、なかなか。だからそういった点で近傍在所、直近で売買があったら、そういったものを調べてくれないと、不動産鑑定士に頼んだからということだけでは、私は職責を果たしていないというふうに思う。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） 不動産鑑定士が鑑定するに当たって、近傍の取引ですとかを調査した結果がこの金額ということでございまして、残地は私どもも必要なところしか購入いたしませんで、この残地につきましてはのり面の工事、固めるといいますか、崩れないように固める必要があるという判断で、残地も購入いたしました。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 副町長、やはりそういうような観点からよく目を光らせて、そういう高いような買い物をするというようなことがないように、指導をよろしくお願いします。

○議長（土屋 博君） 副町長。

○副町長（持丸孝松君） 意見を取り入れまして、今後も慎重に対応したいと思います。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第27、議案第9号 土地の買入れについては、原案どおり可決いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第28、発議第1号 歴史民俗資料館移転に関する意見書を上程いたします。

提出者、9番、奥山幸子君、ご登壇願います。

（9番 奥山幸子君 登壇）

○9番（奥山幸子君） 発議第1号 歴史民俗資料館移転に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

平成29年3月1日、提出者、八丈町議会議員、奥山幸子。

賛成者、八丈町議会議員、沖山恵子、敬称略で失礼いたします。同 浅沼憲春、同 小川 一、同 山下 巧、同 山本忠志、同 菊池睦男、同 岩崎由美、同 奥山博文、同 小澤一美、同 水野佳子。

八丈町議会議長、土屋 博殿。

説明。

標記の件に関して、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものである。内容を読み上げます。

歴史民俗資料館移転に関する意見書。

歴史民俗資料館は、八丈島の歴史と民俗に関する資料を収集・保管・展示し、島の成り立ちや先人の暮らし、流人の歴史など貴重な情報を発信できる、八丈町にとって重要な社会教育施設です。島を訪れる観光客の多くが見学する観光スポットとして欠かせない場所であるだけでなく、子供たちが島の歴史や文化を学ぶ学習の場としても大きな役割を果たしています。

しかし、八丈町が有力な移転先として示している旧八丈島測候所は、クリーンセンターの隣で市街地から離れているという場所の問題にしても、平成29年1月の全員協議会における移転費用の積算方法についても、そもそも検討委員会などの議論の場を経ずに旧測候所ありきでスタートしていることに対しても、議員の多くは納得できておりません。さらに、年間約1万5千人が利用するこの施設を1年間休館するという前提での移転は、八丈町の観光にとって大きな打撃になることは明白です。

契約の期限を前提として、今年度中に移転場所を決めたいとする町の姿勢は、拙速であり議会軽視というほかありません。この重大な案件を、町と議会がともに納得できるかたちで解決するためには、どうしても、もう少し時間が必要であると考えます。議論を尽くし移転計画を進めていけば、もっとも危惧している資料館の休館を避け、スムーズに移転を実現することができると思います。

以上のような状況を考慮し、すでに通告されている賃借契約の終了期間のおおむね2年程度の延長と、そのための耐震補強工事などを含めた対策について、東京都と交渉するよう強く求めるものです。また、資料館移転および整備に関する検討委員会の早期実現もあわせて要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月1日、八丈町議会議長、土屋 博。

八丈町長、山下奉也殿。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

本案については、提出者、賛成者で全員になっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第28、発議第1号 歴史民俗資料館移転に関する意見書は、原案どおり可決いたしました。

休憩いたします。

(午後 1時56分)

○議長(土屋 博君) 休憩を解いて再開いたします。

(午後 2時02分)

◎散会の宣告

○議長(土屋 博君) 以上をもちまして、本日付議された議案は全て終了いたしました。

平成29年第一回八丈町議会定例会第1日目を散会いたします。

次の会議は、3月22日水曜日午前9時から開議いたします。

(午後 2時03分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年3月1日

議 長 土 屋 博

署 名 議 員 菊 池 睦 男

署 名 議 員 岩 崎 由 美